

2 議 会

議 会 構 成

1 議 員（現議員の任期：令和5年5月2日～令和9年5月1日）

(1) 議 員 数

- ・条 例 定 数 40人（H21. 3. 11 制定・H23 一般選挙から施行）
- ・現 員 数 40人

(2) 党派・会派別議員数

（R 5 . 6 . 1 現在）

党派 会派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	社 会 民主党	日 本 維新の会	日 本 共産党	立 憲 民主党	無所属	計
自 民 創 生	8							3	11
市 民 ク ラ ブ			5	2			1	2	10
公 明 党		6							6
新 出 島 ク ラ ブ								4	4
な が さ き ミ ラ イ								4	4
日 本 維 新 の 会					2				2
日 本 共 産 党						2			2
明 政 ク ラ ブ								1	1
計	8	6	5	2	2	2	1	14	40

(3) 年 齢 別 議 員 数

（R 5 . 5 . 2 現在）

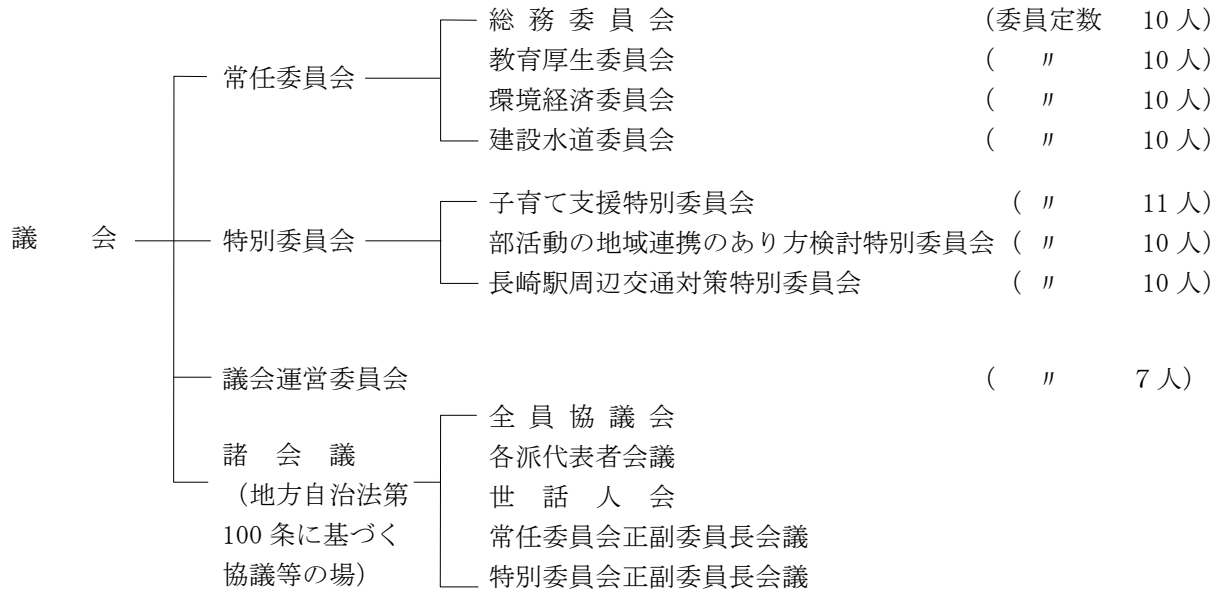
年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	平 均	最 年 長	最 年 少
人 員	1	3	6	13	11	5	1	56.9 歳	82 歳	29 歳

(4) 当 選 回 数 別 議 員 数

当 選 回 数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1	0	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成 (R 5. 6. 28 現在)



(2) 常任委員会・特別委員会

(R 5. 6. 28 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任 期
総務委員会	防災危機管理室、情報政策推進室、出納室、秘書広報部、企画財政部、総務部、理財部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	1 年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、商工部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	
子育て支援特別委員会	子育て支援について	調 査 終 了 ま で
部活動の地域連携のあり方検討特別委員会	部活動の地域連携のあり方検討について	
長崎駅周辺交通対策特別委員会	長崎駅周辺交通対策について	

(3) 議会運営委員会

協 議 事 項	1 議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること 2 議事日程に関すること 3 付議事件に関すること 4 議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること 5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6 選挙、選任に関すること 7 議事運営上問題となった事件等に関すること 8 議員の派遣に関すること 9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること										
構 成 員 の 選 出 区 分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数 に応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人 又は3人会派についても、委員外議員として1人 の出席を要請することがある。 <table style="float: right; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">（所属議員数</td> <td style="border: none;">委員数</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">4人～8人</td> <td style="border: none;">1人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">9人～15人</td> <td style="border: none;">2人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">16人～21人</td> <td style="border: none;">3人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">22人以上</td> <td style="border: none;">4人</td> </tr> </table>	（所属議員数	委員数	4人～8人	1人	9人～15人	2人	16人～21人	3人	22人以上	4人
（所属議員数	委員数										
4人～8人	1人										
9人～15人	2人										
16人～21人	3人										
22人以上	4人										
設 置 の 根 拠	長崎市議会委員会条例										
任 期	1 年										

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議等の場）

名 称	目 的	構 成 員	設置の根拠
全 員 協 議 会	市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う。	全 議 員	長崎市議会 会議規則第127条
各 派 代 表 者 会 議	高度に政治的な重要事項に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、2人以上の 会派の代表者1人（た だし、16人以上の会派は2 人）及び議会運営委員長	
世 話 人 会	議会の選挙、人事及びその他議会の 庶務に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委 員及び4人未満2人以上の 会派から1人	
常 任 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	常任委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員 長、常任副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	
特 別 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	特別委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、特別委員 長、特別副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日（招集日）	2日間	4日間	4日間	1日間	最終日
本会議 （議案上程） （委員会付託）	休会 （議案研究）	本会議 （市政一般質問）	委員会 （付託案件審査）	休会 （議事整理）	本会議 （委員長報告）

※ 2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6～8日間程度

※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

2 会議時間

午前10時から午後5時まで（長崎市議会会議規則第9条）

3 一般質問

（H18.11.27・R元.6.17 議会運営委員会決定）

区 分	2月又は3月定例会（改選の年は6月定例会）		左記以外の定例会	
	会派代表質問	個人質問	個人質問	
通告期間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の本会議終了後概ね1時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の午後1時まで	
	※『運用1』			
所要日数	概ね4日間			
会派持ち時間	（各定例会ごと）会派所属人数×30分 ※『運用2』			
発言時間 （理事者答弁を含む）	2人会派 60分 3人以上の会派 90分 ※『運用3』	原則60分 ただし、1会派につき1人のみ30分の質問ができる		
発言者数	会派の代表1人	会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整を行う。	
発言順位	多数会派順 ※『運用4』	抽 選		
関連質問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める			
質問方法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができる			
発言通告書の記載内容	件名及び内容を明記			

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』：同数会派は、交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。（各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。）

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。（各総合事務所は、予算と同様）

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願・陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後5時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月又は3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参された陳情は希望があったものは原則として議長の権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの、趣旨又は願意が不明確なものなどに該当する場合は委員会へ送付しないこととしている。付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員

会で協議する。

なお、委員会で審査を行った後、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

また、郵送で受理したものは、議長への供覧にとどめている。

8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍 聴

区 分	内 容	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議		傍聴ロビーにおいて、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。	報道機関が本会議を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が本会議の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。
委 員 会		1 一般の傍聴人の定員は原則7人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。 2 委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。 傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。 傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。	報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

議 会 活 動

1 議会の開催状況（令和4年）

（単位：件）

議会の区分	会期 (日間)	会議日数		計	市長提出議案・報告(件)										議員提出議案 (件)					請願	会議時間		市 政 一般質問 (人)
		本会議 (日)	委員会 (日)		小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産 取得 処分	その他		諮問	条例等	意見書	決議	附帯 決議	本会議		委員会		
												議案	報告等										
計	72	28	24	217	208	43	51	6	15	12	25	19	37	0	4	0	1	0	4	60時間43分	228時間	代表6 個人42	
第1回臨時会	1/27 1日間	1	1	14	14	0	2	0	0	1	6	0	5	0	0	0	0	0	0	41分	9時間41分		
第2回定例会	2/21 ～3/11 19日間	6	7	54	51	15	22	2	0	2	3	4	3	0	2	0	1	0	0	13時間1分	108時間48分	代表6	
第3回定例会	6/1 ～6/17 17日間	7	4	51	51	10	7	1	0	2	9	4	18	0	0	0	0	0	0	19時間48分	31時間31分	個人18	
第4回臨時会	7/12 1日間	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26分	6時間20分		
第5回定例会	9/1 ～9/15 15日間	6	5	41	40	9	6	3	0	4	7	5	6	0	0	0	0	0	1	11時間3分	33時間34分	個人10	
第6回臨時会	10/12 1日間	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17分	4時間22分		
第7回定例会	11/22 ～12/9 18日間	6	5	55	50	9	12	0	15	3	0	6	5	0	2	0	0	0	3	15時間27分	33時間44分	個人14	

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会は含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

2 委員会等の開催状況（令和4年）

委員会名	区分	R4年(回)			会議時間
		計	開会中	閉会中	
合計		137	98	39	305時間19分
常任委員会		85	76	9	259時間52分
〔内訳〕	総務	22	20	2	69時間 5分
	教育厚生	23	20	3	83時間27分
	環境経済	20	18	2	56時間 9分
	建設水道	20	18	2	51時間11分
議会運営委員会		22	13	9	8時間57分
特別委員会		30	9	21	36時間30分
〔内訳〕	長崎駅周辺整備・交通結節対策 (令和3年設置)	1	0	1	8分
	ポストコロナ経済対策 (令和3年設置)	1	0	1	33分
	ポストコロナ交流人口拡大対策 (令和3年設置)	1	0	1	6分
	ゼロカーボンシティ長崎推進 (令和4年設置)	9	3	6	12時間59分
	ポストコロナ経済対策 (令和4年設置)	9	3	6	10時間46分
	観光客誘致・受入対策 (令和4年設置)	9	3	6	11時間58分

会議名	区分	R4年(回)			会議時間
		計	開会中	閉会中	
各派代表者会議		3	0	3	1時間18分
世話人会		10	5	5	57分
全員協議会		0	0	0	0分

3 委員会の審査状況（令和4年）

（単位：件）

委員会名	区分 合計	審査案件													報告	調査	陳情
		小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産の取得処分	その他	諮問	意見書	決議	附帯決議	請願			
合計	204	170	43	51		15	12	25	18				1	5	3	27	4
常任委員会	174	170	43	51		15	12	25	18				1	5			4
〔内訳〕	総務	58	58	21	4	1	2	18	9				1	2			
	教育厚生	45	43	10	17	6	1	5	2					2			2
	環境経済	18	18	2	6	2	5	2	1								
	建設水道	41	39	10	13	5	4		6					1			2
	分割付託	12	12		11	1											
議会運営委員会																	
特別委員会	30														3	27	
〔内訳〕	長崎駅周辺整備・交通結節対策 （令和3年設置）	2													1	1	
	ポストコロナ経済対策 （令和3年設置）	2													1	1	
	ポストコロナ交流人口拡大対策 （令和3年設置）	2													1	1	
	ゼロカーボンシティ長崎推進 （令和4年設置）	8														8	
	ポストコロナ経済対策 （令和4年設置）	8														8	
	観光客誘致・受入対策 （令和4年設置）	8														8	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

4 全員協議会開催状況

昭和 60. 10. 7	セントポール市親善訪問団歓迎について	平成 13. 11. 14	セントポール市公式訪問団歓迎について
61. 3. 22	ミデルブルフ市長歓迎について	13. 12. 28	被爆地域拡大是正に関する状況報告について
62. 5. 13	議会選出監査委員の選出について	14. 8. 26	市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて
63. 3. 2	長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について	15. 5. 16	監査委員の選出について
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について	15. 8. 11	市町村合併に伴う議員定数等について
元. 4. 20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について	16. 3. 1	市町村合併について (1 市 6 町)
2. 1. 19	本島長崎市長狙撃事件に関する声明について	16. 12. 22	監査委員の選出について
2. 6. 27	長崎「旅」博覧会について	17. 3. 11	市町村合併について (1 市 1 町)
2. 12. 14	福州市友好代表団の歓迎について	18. 12. 21	長崎市における経理処理の調査結果について
3. 5. 14	議会選出監査委員の選出について	19. 4. 18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について
4. 10. 8	セントポール市親善訪問団歓迎について	19. 5. 16	監査委員の選出について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の改正について (説明会)	20. 4. 18	故伊藤一長長崎市長の追悼について
5. 3. 24	監査委員の候補者の選出について	20. 11. 17	セントポール市公式訪問団歓迎について
5. 8. 12	長崎市立中央 3 小学校の統廃合について	21. 11. 24	オリンピック招致可能性の検討について
5. 11. 4	制限付一般競争入札の試行について (説明会)	22. 4. 13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎について
6. 5. 6	築町 3 番街区市街地再開発事業について	22. 7. 20	福州市公式訪問団歓迎について
7. 8. 28	新県立大学の設置問題について	23. 5. 13	監査委員の選出について
9. 1. 17	(仮称) いこいの里整備事業について	25. 3. 4	監査委員の選出について
9. 6. 12	監査委員の選出について	25. 9. 18	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について
9. 12. 24	本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について	26. 3. 27	M I C E 事業について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎について	27. 5. 13	監査委員の選出について
11. 5. 17	監査委員の選出について	27. 10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎について
12. 6. 19	被爆地域拡大是正の要請行動計画について	29. 3. 3	監査委員の選出について
12. 10. 13	福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について	令和元. 5. 13	監査委員の選出について
12. 12. 22	長崎県廃棄物公共関与事業について	2. 3. 6	長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について
		3. 3. 11	監査委員の選出について
		5. 5. 11	監査委員の選出について

5 審議案件議決状況等

(1) 議員提出議案（令和4年）

議案番号	件名	議決月日 結果	提出会派
議第1号	長崎市議会会議規則の一部を改正する規則	2. 28 原案可決	各派共同 全会一致
議第2号	長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	2. 28 原案可決	各派共同 全会一致
議第3号	ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議について	3. 1 可決	各派共同 全会一致
議第4号	長崎市議会会議規則の一部を改正する規則	12. 9 原案可決	各派共同 全会一致
議第5号	長崎市議会の個人情報の保護に関する条例	12. 9 原案可決	各派共同 賛成多数

(2) 請願（令和4年）

議案番号	件名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請願第1号	長崎市住民投票条例の改正に関する請願について	2・28	総務	3・11	不採択
請願第2号	介護事業所への原油価格・物価高騰対策に関する請願について	9・7	教育厚生	9・9	不採択
請願第3号	消費税インボイス制度の実施延期を求める請願について	12・1	総務	12・9	不採択
請願第4号	難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願について	12・1	教育厚生	12・9	不採択
請願第5号	長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願について	12・1	建設水道	12・9	採択

(3) 陳情（令和4年）

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳情第1号	「長崎夜景向上計画」に関する陳情について	2・17	建設水道	3・2

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳情 第2号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XIV及び養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXIIIについて	2・21	—	—
陳情 第3号	「長崎市が言う安心安全」に関する陳情について	6・7	—	—
陳情 第4号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XV、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXIV及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Iについて	6・7	—	—
陳情 第5号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XVI、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXV及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情IIについて	9・1	—	—
陳情 第6号	吸玉の瘀血に関する陳情について	11・10	教育厚生	12・5
陳情 第7号	学校給食の無料化を求める陳情について	11・28	教育厚生	12・6
陳情 第8号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XVII、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情XXVI及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情IIIについて	11・29	—	—
陳情 第9号	『条例等の制定施工への不信感』『長崎市の安全管理への不信感』『陳情への回答能力等、基本能力への不信』に関する陳情について	11・29	建設水道	12・5

6 公聴会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭44. 5. 8～5. 9	町の区域及び名称の変更について	建設水道委員会
昭55. 11. 20	〃	〃
平12. 12. 15	上下水道料金改定について	〃

7 聴聞会開催状況

開催年月日	事 件	開催委員会
昭44. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
46. 12. 3	ふん尿処理手数料改定について	教育厚生委員会
48. 7. 25	公害防止条例の制定について	公害対策特別委員会
49. 1. 22	市民生活安定緊急対策について	市民生活安定緊急対策特別委員会
50. 9. 5	水道料金改定について	建設水道委員会
51. 3. 3	一般廃棄物処理手数料改定について	教育厚生委員会
55. 1. 28	水道料金改定について	建設水道委員会
55. 1. 29	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会
59. 2. 8	水道料金改定について	建設水道委員会
59. 2. 9	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会

8 特別委員会設置状況

委員会名	設置期間
羽衣1号線市道管理に関する調査(100条)	昭 38. 10. 3~39. 1. 27
水資源開発調査	昭 40. 6. 28~42. 3. 22
異常渇水対策	昭 42. 10. 2~43. 3. 16
公害、交通対策	昭 44. 3. 17~45. 6. 20
公害対策	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
交通対策	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
平 9. 3. 27~10. 3. 4	
平 12. 3. 22~13. 3. 2	
令 元. 7. 2~ 2. 2. 21	
本原土地区画整理事業に関する調査(100条)	昭 46. 7. 8~46. 10. 11
三重村編入に関する調査	昭 46. 12. 22~47. 11. 27
水道事業対策	昭 47. 3. 30~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
市民生活安定緊急対策	昭 48. 12. 21~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
都市交通対策	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5

委員会名	設置期間
造船不況対策	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
不況対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
都市環境整備対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
行財政対策	昭 56. 12. 22~58. 3. 2
災害対策	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
産業振興対策	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
平 2. 3. 30~ 3. 3. 22	
平 14. 3. 26~15. 3. 3	
行財政健全化対策	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
都市整備・女神大橋対策	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
女神大橋等交通対策	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
都市整備対策	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 10. 3. 4~11. 3. 4
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
平 20. 3. 17~21. 2. 24	
経済活性化	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
観光振興対策	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 13. 3. 23~14. 3. 4
高齢者福祉対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
産業振興・不況対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
都市整備・交通対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 30. 3. 15~31. 2. 22
経済活性化対策	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 8. 3. 28~ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平 10. 3. 4~11. 3. 4
市庁舎・病院建設	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4

特別委員会設置状況

委員会名	設置期間	委員会名	設置期間
高齢福祉・少子化対策	平 8. 3. 28～9. 3. 3	公共施設利活用	平 22. 3. 19～23. 2. 22
	平 9. 3. 27～10. 3. 4	防 災 対 策	平 23. 6. 26～24. 2. 22
	平 10. 3. 4～11. 3. 4		令 元. 7. 2～2. 2. 21
まちづくり対策	平 8. 3. 28～9. 3. 3	次世代エネルギー利活用	平 23. 6. 26～24. 2. 22
	平 9. 3. 27～10. 3. 4	市 庁 舎 建 設	平 23. 6. 26～24. 2. 22
市立病院対策	平 8. 3. 28～9. 3. 3		平 24. 3. 16～25. 2. 21
環境問題調査対策	平 10. 3. 4～11. 3. 4	国際観光戦略	平 24. 3. 16～25. 2. 21
社会福祉法人マルコ会に関する調査(100条)	平 10. 6. 15～10. 9. 1	福祉対策	平 24. 3. 16～25. 2. 21
		まちなか整備対策	平 25. 3. 18～26. 2. 21
新市立病院建設	平 12. 3. 22～13. 3. 2	市庁舎・支所機能再編検討	平 25. 3. 18～26. 2. 21
	平 17. 3. 25～18. 3. 2	人口減少・高齢化対策	平 26. 3. 14～27. 2. 20
景 気 対 策	平 12. 3. 22～13. 3. 2	都市再生・財政問題	平 26. 3. 14～27. 2. 20
史跡・文化財等対策	平 13. 3. 23～14. 3. 4	地方創生対策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
雇 用 対 策	平 13. 3. 23～14. 3. 4	世界遺産・観光客受入対策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
	平 15. 7. 2～16. 3. 2		平 27. 6. 29～28. 2. 19
観光・文化財対策	平 14. 3. 26～15. 3. 3	長崎駅周辺再整備	平 28. 3. 11～29. 2. 22
行 財 政 改 革	平 14. 3. 26～15. 3. 3		平 29. 3. 16～30. 2. 21
政治倫理検討	平 14. 11. 20～15. 3. 25		観光客受入対策
	平 17. 9. 22～18. 3. 28	平 29. 3. 16～30. 2. 21	
斜面地整備促進	平 15. 7. 2～16. 3. 2	定住人口対策	平 28. 3. 11～29. 2. 22
水 産 振 興	平 15. 7. 2～16. 3. 2	雇用・人口減少対策	平 29. 3. 16～30. 2. 21
	平 16. 3. 24～17. 3. 2	地域づくり・人口減少対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
斜面地・中心市街地	平 16. 3. 24～17. 3. 2	コンベンション誘致対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
観 光 振 興	平 16. 3. 24～17. 3. 2	周辺地区まちづくり対策	令 元. 7. 2～2. 2. 21
	平 18. 3. 28～19. 2. 27	長崎駅周辺整備・交通結節対策	令 2. 3. 13～3. 2. 22
	平 25. 3. 18～26. 2. 21		令 3. 3. 9～4. 2. 21
地 域 振 興	平 17. 3. 25～18. 3. 2	観光客誘致対策	令 2. 3. 13～3. 2. 22
	平 18. 3. 28～19. 2. 27	人口減少対策	令 2. 3. 13～3. 2. 22
	平 19. 6. 29～20. 2. 22	ポストコロナ経済対策	令 3. 3. 9～4. 2. 21
農 業 振 興	平 17. 3. 25～18. 3. 2	ポストコロナ交流人口拡大対策	令 4. 3. 11～5. 2. 20
	平 18. 3. 28～19. 2. 27		令 3. 3. 9～4. 2. 21
産 業 振 興	平 19. 6. 29～20. 2. 22	ゼロカーボンシティ長崎推進	令 4. 3. 11～5. 2. 20
安全・安心まちづくり	平 19. 6. 29～20. 2. 22	観光客誘致・受入対策	令 4. 3. 11～5. 2. 20
世界遺産推進	平 20. 3. 17～21. 2. 24	子 育 て 支 援	令 5. 6. 28～
	平 26. 3. 14～27. 2. 20	部活動の地域連携のあり方検討	令 5. 6. 28～
バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査(100条)	平 20. 12. 12～21. 6. 5	長崎駅周辺交通対策	令 5. 6. 28～
地域医療・新市立病院建設	平 21. 3. 19～22. 2. 23		
産業振興・雇用対策	平 21. 3. 19～22. 2. 23		
ス ポ ー ツ 振 興	平 21. 3. 19～22. 2. 23		
議会基本条例検討	平 21. 9. 18～22. 12. 13		
環 境 対 策	平 22. 3. 19～23. 2. 22		

議会費予算等

1 令和5年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
報 酬	318,505	需 用 費	19,091
給 料	86,670	役 務 費	8,275
職 員 手 当 等	170,216	委 託 料	6,380
共 済 費	128,047	使用料及び賃借料	15,734
報 償 費	200	備 品 購 入 費	75
旅 費	37,226	負担金、補助及び交付金	74,608
交 際 費	1,800	公 課 費	101
		計	866,928

（主な予算内容）

(1) 議員給与費	508,245千円
(2) 職員給与費	171,419千円
(3) 交際費	1,800千円
(4) 議会活動費	176,445千円
ア 政務活動費	72,000千円
イ 活動諸費	85,043千円
ウ 議会広報紙発行費	13,069千円
エ 本会議ケーブルテレビ放映費	2,200千円
オ 本会議インターネット配信費	2,360千円
カ 本会議中継手話通訳費	754千円
キ 議会会議録検索システム運営費	1,019千円
(5) 事務費	9,019千円

2 議員報酬（月額）

区 分	現行額（令和5.5.1改定）	従前の額（平成23.5.1改定）
議 長	744,000円	737,000円
副 議 長	679,000円	673,000円
議 員	625,000円	619,000円

3 期末手当 年間3.30月分（6月支給 1.65月分、12月支給 1.65月分）×1.35（加算率）

4 費用弁償（H17.1.1廃止） ※廃止前は、一律9,000円（H8.4.1改定）

5 旅 費（令和5年度当初予算）

(1) 行政調査旅費	15,000千円	ア 常任委員会 10,000千円（1人当たり 250千円） イ 議会運営委員会 1,250千円（1人当たり 125千円） ウ 特別委員会 3,750千円（1人当たり 125千円）
(2) 陳情旅費	1,331千円	
(3) 海外視察調査旅費	7,900千円	
		※3期以上の議員 1人当たり 1,000千円（7人分）
		2期の議員 1人当たり 300千円（3人分）

6 政務活動費（平成 12 年度までは市政調査研究費補助金、平成 24 年度までは政務調査費として交付）

- (1) 交付基準……各月 1 日に在職する議員に対し、月額 150,000 円を交付する。
- (2) 交付方法……申請に基づき、年 2 回に分け交付する。

実施年月日	S 52. 4. 1	20,000 円	※ H17. 4. 1 から議員個人に交付
改定 "	S 55. 6. 1	30,000 円	
改定 "	S 59. 4. 1	28,500 円	
改定 "	H 4. 4. 1	80,000 円	
改定 "	H 6. 4. 1	90,000 円	
改定 "	H12. 4. 1	100,000 円	
改定 "	H17. 1. 1	150,000 円	

7 長崎市議会史

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えるとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、その全てが完成した。

- 構成 【記述編】市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。
【資料編】明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。
- 体裁 A 5 判 全 5 巻（記述編 1、2、3 資料編 1、2）
- 発刊等の状況

編別	巻	収録内容	規格	頁数	発行部数	発刊年度
記述編	1	明治 22 年 4 月から 大正 15 年 6 月まで	A 5	697 ^頁	1,000	平成 6 年度
	2	大正 15 年 7 月から 昭和 22 年 3 月まで		986		平成 7 年度
	3	昭和 22 年 4 月から 昭和 42 年 3 月まで		1,304		平成 8 年度
資料編	1	法規関係、議決事件		1,733		平成 2 年度
	2	名簿、選挙、施政 方針説明		1,334		平成 4 年度

議 会 事 務 局

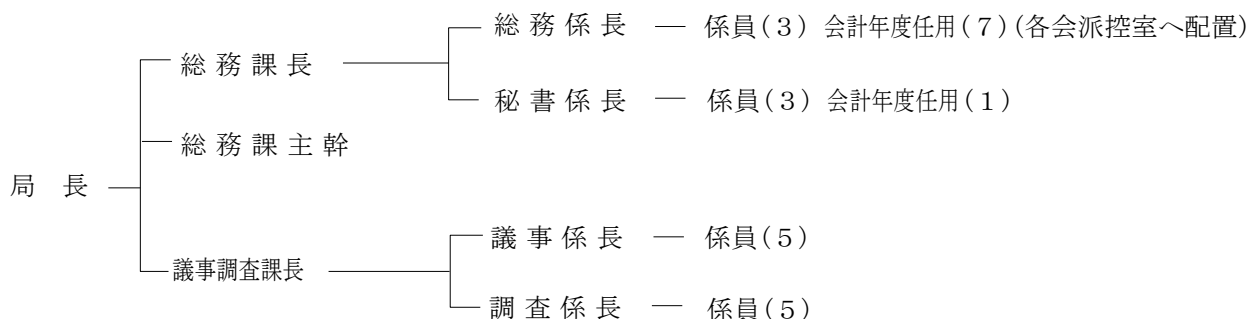
1 機 構

(R 5. 7. 1 現在)

定数 24人

現員 24人

会計年度任用 8人



2 議 会 刊 行 物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規 格	配 付 対 象
会 議 録	4	16	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
特 別 委 員 会 会 書 調 査 報 告 書	1	1 委員会 13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 議 会 だ よ り (S24~49.1) (S56.5~)	4	152,500 (1回当たり)	A 4	議員、全世帯
調 査 資 料 報 (S29.3~)	4	13	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 政 概 要	1	23	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
議 員 ハ ン ド ブ ッ ク	1	0		議員 (電子版)

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映 (平成 13 年 3 月定例会～)
- (2) 議会会議録検索システムの運用 (平成 15 年 10 月 1 日～)
- (3) ホームページでの本会議生中継 (平成 17 年 6 月定例会～)
※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォン対応配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継 (平成 18 年 6 月定例会～)
- (5) YouTube での本会議録画中継配信 (平成 25 年 9 月定例会～)
- (6) 議会事務局 Facebook の運用 (平成 26 年 6 月定例会～)
- (7) 本会議中継での手話通訳 (平成 30 年 6 月定例会～)
- (8) 長崎市公式 LINE での情報発信 (令和 4 年 1 月～)

選 挙

長崎市議会議員選挙の記録

区分		執行年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		S22. 4. 30	S26. 4. 23	S30. 4. 30	S34. 4. 30	S38. 4. 30	S42. 4. 28	S46. 4. 25	S50. 4. 27	S54. 4. 22	S58. 4. 24	
当日有権者数(人)		97,075	131,063	160,436	182,312	222,603	236,957	268,372	293,115	298,096	308,287	
投票者数(人)		68,601	113,588	126,458	145,798	168,329	177,645	198,027	224,278	233,403	237,672	
投票率(%)		70.67	86.67	78.82	79.97	75.62	74.97	73.79	76.52	78.30	77.09	
議員法定数(人)		40	44	44	48	48	52	52	52	52	52	
条例定数(人)					44		48	48	48	48	48	
立候補者数(人)		133	177	133	107	88	84	78	91	72	63	
立候補者数/定数		3.33	4.02	3.02	2.43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31	
当 選 者	最高得票数	1,400	1,355	2,938	2,665	3,173	4,343	4,435	4,412	5,116	5,526	
	最低得票数	614	820	1,093	1,485	1,915	1,984	2,225	2,422	2,917	3,228	
	1人平均得票数	—	992	1,448	1,804	2,272	2,579	2,959	3,010	3,631	4,092	
	最高年齢(歳)	57	62	67	65	69	71	70	72	65	64	
	最低年齢(歳)	29	36	27	31	34	28	25	29	31	31	
	平均年齢(歳)	45	49	51	51	54	50	50	48	47	48	

区分		執行年月日		第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
		S62. 4. 26	H 3. 4. 21	H 7. 4. 23	H11. 4. 25	H15. 4. 27	H19. 4. 22	H23. 4. 24	H27. 4. 26	H31. 4. 21	R5. 4. 23		
当日有権者数(人)		315,032	320,939	327,560	328,979	330,516	旧市328,968 旧町 35,213	360,164	354,203	350,395	335,540		
投票者数(人)		241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市179,090 ※1 旧町 19,770	191,970	162,105	165,826	158,333		
投票率(%)		76.69	71.98	67.91	63.68	57.64	旧市54.44 旧町平均71.26	53.30	45.77	47.33	47.19		
議員法定数(人)		52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃	—	—		
条例定数(人)		48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40	40	40		
立候補者数(人)		58	52	51	55	56	旧市47 旧町15	52	54	45	57		
立候補者数/定数		1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市1.07 旧町平均2.14	1.30	1.35	1.13	1.43		
当 選 者	最高得票数	6,664	6,426	5,817	5,440	4,847	旧市6,010 旧町4,789	5,461	6,361	5,950	6,000		
	最低得票数	3,605	3,508	3,399	3,207	2,974	旧市2,546 旧町 309	2,922	2,536.093	2,112.110	2,278		
	1人平均得票数	4,358	4,497	4,394	4,036	3,872	旧市3,845 旧町1,875	4,050	3,354	3,857	3,257		
	最高年齢(歳)	65	69	73	71	70	71	75	77	81	81		
	最低年齢(歳)	35	32	36	35	39	26	35	34	31	29		
	平均年齢(歳)	48	50	52	54	56	56	57	57	58	57		

※1 外海選挙区は、無投票のため含まない。